

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月3日

福井県立福井産業技術専門学院長 寺島 康夫

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 福井産業技術専門学院第3実習場シャッター改修工事
- (2) 工事場所 福井県福井市林藤島町20-1-3 福井産業技術専門学院 第3実習場
- (3) 工事概要 福井県立福井産業技術専門学院第3実習場のシャッター改修工事一式
- (4) 工期 令和9年2月26日まで (工期の設定について、9(3)も参照すること)
本工事は「週休2日工事」の対象工事とする。
- (5) 設計額 7,735,000円 (消費税および地方消費税相当分を除く。)
- (6) 入札方式 制限付き一般競争入札(事後審査)
- (7) 総合評価落札方式の適用の有無 無

2 入札に関する事務を担当する機関の名称、所在地等

〒910-0829 福井市林藤島町20-1-3
福井県立福井産業技術専門学院
電話番号 0776-52-2120

※電子入札システムの操作に関しては、以下のURLを参照のこと。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/manual.html>

3 入札に参加する者に必要な資格

建設工事の種類		建具工事
JVにあってはその構成員数		—
業種等級	単体(経常JV含む)	—
	代表者	—
	構成員	—
総合評点等		—
営業所の所在地		福井土木事務所管内または奥越土木事務所管内または丹南土木事務所管内に主たる営業所(※1)を有すること。
施工実績		問わない。
配置予定技術者		監理技術者等(※2)(自社と3か月以上の継続的な雇用関係が確認できる者に限る。)をこの工事の現場に配置できること。なお、この工事を落札した場合の契約金額が4,500万円(建築一式工事の場合は、9,000万円)以上となる場合には、専任で配置すること。ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は、この限りではない。 本工事は、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置を認める。
その他		一般競争入札公告共通事項(以下「共通事項」という。)のとおり ※1、※2・・・共通事項の用語解説を参照のこと。

4 工事の主たる部分の明示について

工 種	左記のうち特殊工事とする工種(工法)
既存シャッター設備の電動化にかかる改修工事	

- ・上記に記載する工種は下請に付すことはできないものとする。
ただし、特殊工事とする工種(工法)については、この工事に係る入札に参加していない者(*3)に限り下請に付すことができる。
- ・上記に記載する工種に含まれる附帯工事、仮設工、準備工、雑工その他基礎的または準備的な工事は下請に付すことができる。
- ・上記に記載する工種の中に、3の建設工事の種類と異なる部分が含まれる場合は、当該部分をこの工事に係る入札に参加していない者(*3)に限り下請に付すことができる。
- ・不明な点がある場合は、7の入札手続等の設計図書および入札公告に関する質問の受付期限までに質問を行い、事前に確認すること。
- ※3…共同企業体として参加した場合は、その構成員すべてがこの工事に係る入札に参加した者とする。

5 入札参加資格確認申請時の提出資料

以下の書類を提出すること。なお、資料の作成は入札情報サービスシステムにおいて、この入札公告とともに掲載されている様式を使用すること。

- ① 入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる。)
- ② 入札参加資格確認資料
「提出資料一覧(資格確認)」を参照のこと。

6 工事費内訳書の提出

電子入札システムを使用して送信する方法により、入札書と同時に工事費内訳書を提出すること。
(一般競争入札公告共通事項の7および工事費内訳書提出要領(工事内訳書提出・確認)を確認すること。)

※工事費内訳書は次の要件を満たすものでなければなりません。

- ・入札書の金額と一致するものであること
- ・発注機関が閲覧に供する設計図書に記載する「費目・工種・施工名称」と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること
- ・工事費内訳書の金額や費目・工種・施工名称に誤りがないこと
- ・法定福利費の事業主負担額が明示されていること。法定福利費の算出方法は下記ホームページを参考。
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

(入札が無効となる場合の例)

- ・入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が違うとき
- ・工事費内訳書の合計金額が、費目・工種・施工名称の各項目の金額の集計額と違うとき
- ・費目・工種・施工名称や金額の全部または一部が記載されていないとき
- ・内訳明細表の提出が必要である場合に、その提出がないとき

※工事費内訳書の作成に当たっては、入札情報サービスシステム(PPI)にて掲載している工事設計書(Excel様式)を活用すること。

7 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
設計図書等の閲覧期間	令和8年9月3日(木) 午前9時から 令和8年9月13日(日) 午後4時まで	電子閲覧とする
設計図書および入札公告に関する質問の受付期限	令和8年9月9日(水) 午後4時まで	共通事項4のとおり
設計図書および入札公告に関する質問に対する回答の閲覧期限	令和8年9月13日(日) 午後4時まで	電子閲覧とする
入札期間(工事費内訳書を同時に提出)	令和8年9月14日(月) 午前8時30分から午後5時まで 令和8年9月15日(火) 午前8時30分から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和8年9月16日(水) 午前10時00分	電子入札システムによる
入札参加資格確認申請書等の提出期間	令和8年9月16日(水) 午後1時から午後5時まで 令和8年9月17日(木) 午前8時30分から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加資格確認申請書等の提出に係る相談受付期間 *4	設計図書等の閲覧期間開始日時 から 入札参加資格確認申請書等の提出 期間終了日時の1時間前まで	入札に関する事務を担当する機関 に電話、メール等により行うこと

***4 相談受付期間締切間際には、入札参加資格確認申請書等の提出期間の締切までに回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。余裕をもった対応をお願いします。**

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをし、かつ入札参加資格があると認められた者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、この入札に関し必要な事項は、次に掲げる要領等に定めるところによるので、入札参加者は、次の要領等を熟読の上、これらを遵守すること。

- ア 制限付き一般競争入札実施要領
- イ 制限付一般競争入札(事後審査型)実施要領
- ウ 一般競争入札公告共通事項
- エ 最低制限価格制度実施要領
- オ 福井県電子入札運用基準
- カ 福井県建設工事等電子入札運用要領
- キ 電子入札に関する取扱いについて
- ク 工事入札心得(電子入札用)
- ケ 福井県工事請負契約約款
- コ 工事費内訳書提出要領(工事内訳書提出・確認)
- サ 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱
- シ 福井県建設工事における週休2日実施要領
- ス 福井県土木部所管建設工事に係る余裕期間制度(フレックス方式)試行要領
- セ 福井県土木部におけるICT活用工事試行要領

(2) (1)の要領等は、下記ホームページ等に掲載されているので、確認すること。

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/mitoosi.html>

※一般競争入札公告共通事項は、入札情報サービスシステムにおいても掲載しているため、熟読すること。

(3) 工期が下記に掲げる期間と重なる場合は、契約時において、下記の日数を追加した工期とする。

- ・年末年始(12月29日～1月3日)のうち、土日を除く日数
- ・春または秋の大型連休期間(4月29日～5月6日、9月15日～9月24日)のうち土日を除く祝日の日数
- ・お盆休み(8月13日～8月16日)のうち、土日を除く日数

(4) 本件は電子契約の対象である。電子契約を希望する場合は、入札参加資格確認申請時に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

(5) 最低制限価格(税込)の設定方法は以下のとおりとする。

(最低制限価格制度実施要領第5条関係)

算定式: 直接工事費の100%の額、共通仮設費の90%の額、現場管理費の90%の額および
一般管理費の68%の額の合計額に消費税10%を加算した額

設定範囲: 予定価格の80%～94%の範囲

提出資料一覧(資格確認)

(入札参加資格確認)

関係様式番号	提出資料	チェック	提出方法		備考
			電送	郵送、持参	
様式第2号	同種同程度の工事の施工実績(様式第2号)	☐	●	●	(公告で掲げる参加要件を満たすか確認するため)
	工事の施工実績を確認するための資料(コリンズの登録内容確認書または契約書および図面の写し等)	☐	●	●	
様式第3号	配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第3号)	☐	●	●	(配置予定技術者等を確認するため)
	監理技術者等の施工経験を確認するための資料(コリンズの登録内容確認書等)	☐	●	●	(他の様式の添付書類と重複する場合、省略可)
	監理技術者等の資格を確認するための資料(資格者証の写し等)	☐	●	●	
	自社と3ヶ月以上の雇用関係を確認するための資料(住民税特別徴収税額通知書の写し等)	☐	●	●	※雇用期間を確認できる書類を提出すること。(雇用証明書には、雇用期間を記載すること)
	別紙「誓約書」およびこの工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類	☐	●	●	この入札の審査基準日において、他の工事の監理技術者等として配置されている等の理由により、この工事に配置することができない者を監理技術者等として申請する場合に、提出すること。
	経營業務管理責任者、営業所技術者等の一覧表(任意様式)	☐	●	●	
(建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置用)	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する届出書(様式あり)	☐	●	●	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合に提出すること。
	監理技術者補佐の資格を確認するための資料(資格者証の写し等)	☐	●	●	
	自社と3ヶ月以上の雇用関係を確認するための資料(住民税特別徴収税額通知書の写し等)	☐	●	●	(監理技術者補佐の雇用関係を確認するため)
	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事を確認するための資料(コリンズの登録内容確認書等)	☐	●	●	(他の様式の添付書類と重複する場合、省略可)
	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関するチェックリスト(様式あり)	☐	●	●	
様式第3号の2	機械の保有状況およびオペレーターの配置(様式第3号の2)	☐	●	●	(自社施工の確認のため)
	機械の自社保有(リース契約含む)を確認するための資料	☐	●	●	ほ装工事の場合、省略できる場合があるので様式の注意事項を参照すること。
	機械のオペレータについて、自社と3か月以上の雇用関係を確認するための資料(住民税特別徴収税額通知書の写し等)	☐	●	●	※雇用期間を確認できる書類を提出すること。(雇用証明書には、雇用期間を記載すること)
	機械のオペレータの資格を確認するための資料(運転免許証の写し、技能講習修了証の写し、業務の従事歴に関する証明書等)	☐	●	●	
(区画線工事用)	機械の所有状況(別添様式)	☐	●	●	(自社施工の確認のため)
	機械の所有を確認するための資料(市役所、町役場の資産証明、売買契約書(写)、車検証(写)等)	☐	●	●	
様式第3号の3	誓約書(様式第3号の3)	☐	●	●	(資本的・人的関係がないこと等の確認のため)
様式第3号の4その1	(単体用)電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式3号の4その1)	☐	●	●	電子契約を希望する場合のみ提出
様式第3号の4その2	(JV用)電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式3号の4その2)	☐	●	●	電子契約を希望する場合のみ提出

○提出した資料をチェックしてください。

○提出方法については、「●」がついた方法により提出してください。

○「電送」とは、電子入札システムを使用して送信する方法により提出を行うことをさします。

○当該提出資料一覧(資格確認)は必要提出書類ではありませんが、入札参加資格確認申請書類と合わせて提出するようにしてください。

不要な様式等は行ごと削除し、公告すること。(公告時は、この行も削除すること。)

【建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合に提出】

建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する届出書

令和 年 月 日

発注機関の長 様

住 所：

商号または名称：

代表者名：

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者および監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、以下のとおり届出します。

工 事 名	
当該工事現場に配置する 建設業法第26条第3項第2号 に規定する監理技術者の氏名	
当該工事現場に専任配置する 監理技術者補佐の氏名	
建設業法第26条第3項第2号 に規定する監理技術者が兼務す る工事の名称および施行場所等	工 事 名：
	施 工 場 所：
	発注機関名：

（添付書類）

- ① 監理技術者補佐の資格が確認できる書類（資格者証、免許証など）の写し
- ② 監理技術者補佐と直接的かつ3ヶ月以上の雇用関係が確認できる書類の写し
- ③ 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事のコリンズ等の写し
- ④ 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関するチェックリスト（別紙様式）

(別紙様式)

建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する
チェックリスト

※ 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合、本チェックリストを「建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する届出書」に添付して提出すること。

工事名：

商号または名称：

	要 件	確認欄
①	本工事が建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける（兼務を認める）工事であることを入札公告および特記仕様書で確認した。	☐
②	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事現場が同一市町内または相互の距離が概ね10km以内である。	☐
③	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事数は本工事を含め同時に2件である。	☐
④	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができる。	☐
⑤	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置することができる。	☐
⑥	監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補の資格を有する者または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者である。	☐
⑦	監理技術者補佐とは直接的かつ3ヶ月以上の雇用関係がある。	☐
⑧	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制である。	☐
⑨	監理技術者補佐が行う業務について発注者に説明できる。	☐
⑩	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する本工事以外の工事発注機関から、兼務について了解を得ている。	☐

(5) 最低制限価格(税込)の設定方法は以下のとおりとする。

(最低制限価格制度実施要領第5条関係)

算定式: 直接工事費の100%の額、共通仮設費の90%の額、現場管理費の90%の額および
一般管理費の68%の額の合計額に消費税10%を加算した額

設定範囲: 予定価格の80%～94%の範囲

提出資料一覧(資格確認)

(入札参加資格確認)

関係様式番号	提出資料	チェック	提出方法		備考
			電送	郵送、持参	
様式第2号	同種同程度の工事の施工実績(様式第2号)	☐	●	●	(公告で掲げる参加要件を満たすか確認するため)
	工事の施工実績を確認するための資料(コリンズの登録内容確認書または契約書および図面の写し等)	☐	●	●	
様式第3号	配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第3号)	☐	●	●	(配置予定技術者等を確認するため)
	監理技術者等の施工経験を確認するための資料(コリンズの登録内容確認書等)	☐	●	●	(他の様式の添付書類と重複する場合、省略可)
	監理技術者等の資格を確認するための資料(資格者証の写し等)	☐	●	●	
	自社と3ヶ月以上の雇用関係を確認するための資料(住民税特別徴収税額通知書の写し等)	☐	●	●	※雇用期間を確認できる書類を提出すること。(雇用証明書には、雇用期間を記載すること)
	別紙「誓約書」およびこの工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類	☐	●	●	この入札の審査基準日において、他の工事の監理技術者等として配置されている等の理由により、この工事に配置することができない者を監理技術者等として申請する場合に、提出すること。
	経營業務管理責任者、営業所技術者等の一覧表(任意様式)	☐	●	●	
(建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置用)	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する届出書(様式あり)	☐	●	●	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合に提出すること。
	監理技術者補佐の資格を確認するための資料(資格者証の写し等)	☐	●	●	
	自社と3ヶ月以上の雇用関係を確認するための資料(住民税特別徴収税額通知書の写し等)	☐	●	●	(監理技術者補佐の雇用関係を確認するため)
	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事を確認するための資料(コリンズの登録内容確認書等)	☐	●	●	(他の様式の添付書類と重複する場合、省略可)
	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関するチェックリスト(様式あり)	☐	●	●	
様式第3号の2	機械の保有状況およびオペレーターの配置(様式第3号の2)	☐	●	●	(自社施工の確認のため)
	機械の自社保有(リース契約含む)を確認するための資料	☐	●	●	ほ装工事の場合、省略できる場合があるので様式の注意事項を参照すること。
	機械のオペレータについて、自社と3か月以上の雇用関係を確認するための資料(住民税特別徴収税額通知書の写し等)	☐	●	●	※雇用期間を確認できる書類を提出すること。(雇用証明書には、雇用期間を記載すること)
	機械のオペレータの資格を確認するための資料(運転免許証の写し、技能講習修了証の写し、業務の従事歴に関する証明書等)	☐	●	●	
(区画線工事用)	機械の所有状況(別添様式)	☐	●	●	(自社施工の確認のため)
	機械の所有を確認するための資料(市役所、町役場の資産証明、売買契約書(写)、車検証(写)等)	☐	●	●	
様式第3号の3	誓約書(様式第3号の3)	☐	●	●	(資本的・人的関係がないこと等の確認のため)
様式第3号の4その1	(単体用)電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式3号の4その1)	☐	●	●	電子契約を希望する場合のみ提出
様式第3号の4その2	(JV用)電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式3号の4その2)	☐	●	●	電子契約を希望する場合のみ提出

○提出した資料をチェックしてください。

○提出方法については、「●」がついた方法により提出してください。

○「電送」とは、電子入札システムを使用して送信する方法により提出を行うことをさします。

○当該提出資料一覧(資格確認)は必要提出書類ではありませんが、入札参加資格確認申請書類と合わせて提出するようにしてください。

不要な様式等は行ごと削除し、公告すること。(公告時は、この行も削除すること。)

【建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合に提出】

建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する届出書

令和 年 月 日

発注機関の長 様

住 所：

商号または名称：

代表者名：

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者および監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置について、以下のとおり届出します。

工 事 名	
当該工事現場に配置する 建設業法第26条第3項第2号 に規定する監理技術者の氏名	
当該工事現場に専任配置する 監理技術者補佐の氏名	
建設業法第26条第3項第2号 に規定する監理技術者が兼務す る工事の名称および施行場所等	工 事 名：
	施工場所：
	発注機関名：

（添付書類）

- ① 監理技術者補佐の資格が確認できる書類（資格者証、免許証など）の写し
- ② 監理技術者補佐と直接的かつ3ヶ月以上の雇用関係が確認できる書類の写し
- ③ 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事のコリンズ等の写し
- ④ 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関するチェックリスト（別紙様式）

建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する チェックリスト

※ 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合、本チェックリストを「建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置に関する届出書」に添付して提出すること。

工事名：

商号または名称：

	要 件	確認欄
①	本工事が建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける（兼務を認める）工事であることを入札公告および特記仕様書で確認した。	☐
②	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事現場が同一市町内または相互の距離が概ね10km以内である。	☐
③	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事数は本工事を含め同時に2件である。	☐
④	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができる。	☐
⑤	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置することができる。	☐
⑥	監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補の資格を有する者または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者である。	☐
⑦	監理技術者補佐とは直接的かつ3ヶ月以上の雇用関係がある。	☐
⑧	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者と監理技術者補佐は常に連絡が取れる体制である。	☐
⑨	監理技術者補佐が行う業務について発注者に説明できる。	☐
⑩	建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者が兼務する本工事以外の工事発注機関から、兼務について了解を得ている。	☐

一般競争入札公告共通事項

1 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格確認申請書および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次の(1)から(10)までに掲げる条件をすべて満たし、かつ、知事による当該工事に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者とする。

- (1) 審査基準日（事前審査型の場合、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する時点、事後審査型の場合にあつては、入札書を提出する時点。以下この一般競争入札公告共通事項において同じ。）時点において、福井県の競争入札参加資格について当該入札に必要な資格を有すると決定されている者であること。
- (2) 審査基準日時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始または再生手続開始の決定後に、福井県が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- (3) 審査基準日時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 審査基準日時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。
- (5) 審査基準日時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者または退職一時金制度を有している者であること（共同企業体にあつては、構成員の全て）。
- (6) 役員（役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的または常習的に暴力的不法行為を行い、または行う

おそれがある組織)、またはその構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと(共同企業体にあつては、構成員の全て)。

(7) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)または監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)および現場代理人を適切に配置できる者であること。また、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。)を当該工事に専任で配置できる者であること。

(8) 審査基準日時点において、当該入札に参加しようとする他の者(共同企業体にあつては、構成員の全て)との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること(共同企業体にあつては、構成員の全て)。

ア 親会社と子会社の関係(個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社との関係を含む。)

イ 親会社(個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。)を同じくする子会社同士の関係

ウ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係

エ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

(9) 審査基準日時点において、健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者(法令の規定により適用を除外されている者を除く。)であること。(共同企業体にあつては、構成員の全て)。

(10) 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱に定められた事項の全てを遵守する者であること。

3 資格の確認に関する事項

(1) 申請・確認手続等

<事前審査型>

入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより確認申請書(入札執行者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあつては、別記様式第1号による確認申請書)および入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書および確認資料（以下これらを「確認申請書等」という。）を提出しなかった者または確認を受けることができなかった者は、この入札に参加することができない。

<事後審査型>

入札の結果、この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格制度を適用する工事にあつては最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格で入札した者、総合評価落札方式を適用する工事にあつては5に規定する評価値の最も高い者（当該者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）は、確認申請書等を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、第1順位の落札候補者のいずれもが確認を受けることができなかった場合は、次に低い価格で入札した者（総合評価落札方式を適用する工事にあつては次に評価値の高い者）（当該者が複数ある場合は、その全ての者）が同様の手続を行い、入札参加資格があることの確認ができるまで、同様の手続を行う。

(2) 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の確認は、申請者に対し、電子入札システムを使用して（紙入札者に対しては、書面により）通知する。

(3) 確認資料の作成

確認資料は、次に掲げるものとする。

ア 同種同程度の工事を施工した実績（様式第2号）

イ 配置予定の現場代理人および監理技術者等（建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置を予定している場合は、監理技術者補佐を含む。）の資格、経歴、経験等（様式第3号）

ウ 機械の保有状況およびオペレータの配置（様式第3号の2）

エ 誓約書（様式第3号の3）

(4) 確認申請書等の提出方法等

ア 提出方法

(ア) 確認申請書の提出は、電子入札システムを使用して送信する方法により行うものとする。

(イ) 確認資料の提出は、入札公告に定めるところにより、電子入札システムを使用して送信する方法、郵便もしくは信書便により送付する方法または持参する方法（以下「郵送等」という。）により行うものとする。

(ウ) 電送により行われた確認申請書等の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、イの提出場所に到達したものとみなす。なお、確認資料の提出後は、撤回、内容の修正または再提出することができない。

(エ) 申請書の提出に使用する I C カードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもののうち、福井県建設工事等入札参加資格者名簿に登載された代表者の名義で取得したもので、かつ、I C カード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 提出場所

入札公告 2 に記載のある場所とする。

ウ 提出期間

入札公告 7 の記載のとおりとする。

エ 郵送等により提出する申請書等の提出部数

正本 1 部および副本 1 部とする。

(5) 入札参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 資格の確認を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日以内（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第 2 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）に、説明を求める旨を記載した書面を、(4)イの提出場所に持参しなければならない。

ウ イの書面の提出があったときは、イに規定する提出期限の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

4 図面等の閲覧・配布

この入札に参加しようとする者は、入札に係る工事の設計書および図面の全部の写し（以下「図面等」という。）の閲覧をすることができる。

(1) 閲覧場所

図面等は、入札情報サービスシステムにより提供する。入札公告で定められた閲覧期間中に同システムによる閲覧が確認できない場合は、入札を無効とする。なお、印刷された設計図書等の閲覧および配布は行わない。

(2) 図面等に関する質問

ア 図面等に関する質問がある場合には、入札執行者に対し、ふく e-ねっと電子申請システムにより送信する方法、または、質問事項を記載した書面を 3(4)イに規定する場所に提出する方法により行うこと。

イ アの質問の方法は、入札執行者に対し、ふく e-ねっと電子申請システムによる送信する方法、または、質問事項を記載した書面を 3(4)イに規定する場所に提出する方法に限るものとし、郵送等、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法等は認めない。

ウ 入札執行者は、アの質問があったときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、
ふく e-ねっと電子申請システムによる送信または書面により回答するとともに、
当該質問および回答の内容を入札情報サービスシステムを利用して、入札に係る図
面等に対する質問書回答書閲覧簿（別紙 1）により閲覧に供するものとする。

5 総合評価落札方式を適用する入札の場合

(1) 評価の方法

《施工体制確認型としない場合》

総合評価は、次の計算方法により得られる数値（以下「評価値」という。）をもって
行うものとする。

ア 入札価格が基準価格（福井県建設工事総合評価落札方式実施要領第 14 条に規定
する基準価格をいう。以下同じ。）以上の場合

評価点＝標準点（100 点）＋技術評価点

評価値＝評価点／入札価格＝（標準点＋技術評価点）／入札価格

イ 入札価格が基準価格未満の場合

評価点＝標準点（100 点）＋技術評価点

評価値＝評価点／{基準価格＋ α ×（基準価格－入札価格）}

＝（標準点＋技術評価点）／{基準価格＋ α ×（基準価格－入札価格）}

（※係数 $\alpha=3$ ）

《施工体制確認型とする場合》

総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）
をもって行うものとし、計算方法は次のとおりとする。

評価点＝標準点（70 点）＋施工体制評価点（30 点）＋技術評価点（30 点）

評価値＝評価点／入札価格

＝（標準点＋施工体制評価点＋技術評価点）／入札価格

ただし、施工体制確認型であっても技術的な工夫の余地が小さな工事については、
計算方法を次のとおりとすることができる。

評価点＝標準点（70 点）＋施工体制評価点（30 点）＋技術評価点（最大 15 点）

評価値＝評価点／入札価格

＝（標準点＋施工体制評価点＋技術評価点）／入札価格

(2) 技術資料等の提出

入札に参加を希望する者は、以下の技術資料および技術資料に係る添付・確認資料を
提出しなければならない。

ア 技術資料提出書（様式第 4 号）

イ 技術資料自己評価申請書（様式第 4 号の 2）

- ウ 技術提案(1)品質に係る提案（様式第 5 号）
- エ 技術提案(2)施工上の課題に係る提案（様式第 6 号）
- オ 技術提案(3)工程に係る提案（様式第 7 号）
- カ 工程表（様式第 7 号の 2）
- キ 技術提案(4)安全に係る提案（様式第 8 号）
- ク 企業の技術力および地域性・社会性（様式第 9 号）
- ケ 県産品活用計画書（様式第 9 号の 4）
- コ 企業の工事成績算出対象工事（様式第 10 号）
- サ 企業の工事成績として評価する工事の実績（様式第 10 号の 2）
- シ 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第 11 号）
- ス 工事を自社で施工する比率（様式第 12 号の 1）（地域防災力維持型）
- セ 配置予定の専門技術者（自社施工に係るもの）（様式第 12 号の 2）（地域防災力維持型）
- ソ 当該年度の入札による契約件数（様式第 13 号）（地域防災力維持型）

(3) 提出期間等

ア 提出期間

・技術資料

事前審査型・・・入札参加資格確認資料の提出期間と同じとし、入札参加資格確認資料と同時に提出すること。

事後審査型・・・5(2)ア、イは入札書の提出期間と同じとし、入札書と同時に提出すること。

その他の技術資料は入札参加資格確認資料の提出期間と同じとし、入札参加資格確認資料と同時に提出すること。

・技術資料に係る添付・確認資料

入札参加資格確認申請書の提出期間と同じとする。

イ 提出場所

入札書の提出場所と同じとする。

ウ 提出方法

技術資料および技術資料に係る添付・確認資料は電送、郵送または持参とする。

エ 提出部数

正 1 部 副 1 部

(4) 施工体制の確認のための聴取り調査

施工体制確認型とする場合には、総合評価失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した全ての者について、別に定めるところにより、施工体制の確

認を行うための聴取り調査を行うものとし、聴取り調査の対象となる者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- ア 低入札価格調査表（様式第 1 2 号）
- イ 積算内訳書（様式第 1 3 号）
- ウ 手持工事の状況（対象工事付近）（様式第 1 4 号）
- エ 手持工事の状況（対象工事関連）（様式第 1 4 号の 2）
- オ 下請予定業者等一覧表（様式第 1 5 号）
- カ 手持資材の状況（様式第 1 6 号）
- キ 資材購入予定先一覧（様式第 1 7 号）
- ク 手持機械の状況（様式第 1 8 号）
- ケ 機械リース元一覧（様式第 1 9 号）
- コ 労務者の確保計画（様式第 2 0 号）
- サ 工種別労務者配置計画（様式第 2 1 号）
- シ 建設副産物等の搬出地（様式第 2 2 号）
- ス 建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第 2 3 号）
- セ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式第 2 4 号）
- ソ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式第 2 4 号の 2）
- タ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式第 2 4 号の 3）
- チ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式第 2 5 号）
- ツ 安全衛生管理体制（点検計画）（様式第 2 5 号の 2）
- テ 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式第 2 5 号の 3）
- ト 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式第 2 5 号の 4）
- ナ 施工体制台帳（様式第 2 6 号）
- ニ 施工体系図（様式第 2 7 号）

(5) 加点評価を行った評価項目の履行の確保

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価を行った項目（以下「加点項目」という。）が達成されていない場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

技術提案に関する加点項目が不履行の場合は、ア、イ、ウ、エにより、その他の加点項目については、イ、ウ、エによる。

ア 再度の施工または修補

技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受

注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

イ 契約金額の減額または損害賠償請求

①技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、または、②技術提案以外の加点項目について不達成が認められ、加点項目が達成されていない場合は以下の方法による。

検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあっては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額＝ $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額＝ $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

ウ 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

エ 指名停止等の措置

加点項目に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止等の措置を行う。

(6) 失格基準

総合評価落札方式においては、一定の失格基準を設けることとし、(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者のした入札は失格とする。

(ア) 提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者

最低限の要求要件を満たしていない者とは、提出された技術資料の内容が課題とかけ離れている者、課題を理解していない者である。

(イ) 総合評価失格基準価格を下回る価格で入札を行った者

総合評価失格基準価格については、総合評価落札方式による工事の請負に係る契約において、相手方となるべき者の申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準として、県の定める方法により設定するものとする。

- (ウ) 施工体制確認のための調査書類等を提出しない者（あらかじめ、提出しない旨を申し出た者を除く。）および聴取り調査に応じない者
- (エ) 技術資料および総合評価確認資料を提出しない者（入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする場合に限る。）
- (オ) 自己評価書の技術評価点（合計）の欄に、数値の記載をしなかった者または評価点数の満点を超える数値を記載した者（入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする場合に限る。）

6 入札の方法等

- (1) 紙による入札書の提出を代理人がしようとするときは、入札参加者の委任状（別紙2）が提出されていなければならない。
- (2) 特定建設工事共同企業体または経常建設共同企業体（以下これらを「企業体」という。）が入札参加者である場合、当該企業体の代表者は、あらかじめ当該企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状（別紙3または別紙4）をすべての構成員（代表者を除く。）から徴し、入札執行者に提出しなければならない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額として入力すること。
- (4) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格制度を適用する工事にあつては最低制限価格以上の、低入札制価格調査制度を適用する工事にあつては失格基準価格以上の価格の入札がない場合には、1回に限り、再度の入札を行うことがある。

7 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、次に掲げるところにより、工事費内訳書を提出しなければならない。
 - ア 電子入札システムを使用して送信する方法により、入札書と同時に提出すること。ただし、6(4)に規定する再度の入札の場合にあつては、提出することを要しない。
 - イ 次に掲げる要件を満たすものであること。
 - (ア) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の内容と一致するものであること。

- (イ) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。
 - (ウ) 内訳明細表および代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）。
- (2) 工事費内訳書は、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後においては、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (3) 提出された工事費内訳書が次のいずれかに該当するときは、福井県財務規則第151条第1項第8号に規定する金額その他要点を確認することができない入札に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とするほか、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止措置等が行われる場合がある。
- ア (1)アに規定する日時および方法により、工事費内訳書の提出を行っていないとき。
- イ 入札執行者が、提出された工事費内訳書について、次に掲げる要件を満たしていることを確認できないとき
- (ア) (1)イに掲げる要件を満たすものであること。
 - (イ) 違算および不適切な事項の記載がないこと。
 - (ウ) その他入札執行者が必要と認める事項

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加者は、見積金額（消費税および地方消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金を、福井県財務規則に定めるところにより納付すること。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の納付を免除する。
- ア 入札参加者が損害保険会社との間に福井県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。
- イ 入札参加者が知事の行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者であって、次のいずれにも該当しないとき。
- (ア) 福井県発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者であること。
 - (イ) 福井県発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者であること。
 - (ウ) 設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）が5億円以上の福井県発注の建設工事等の入札に関し、履行保証の予約的機能を有する証書を提出しない者であること。
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、契約を締結しないおそれまたは契約を履行しないおそれがある特段の事情があると認められる者であること。
- (2) 入札保証金の免除に当たっては、特段の手続きを要しないが、(1)イの(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者が入札保証金を納付しなかった場合は、その者のした入札は

無効とする。

9 入札の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 財務規則第151条第1号から第8号までのいずれかに該当する入札
- (2) 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札
- (3) 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札
- (4) 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに2の(1)から(10)までに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札
- (5) 工事入札心得、電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札
- (6) 設計図書等の閲覧をしなかった者または入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札
- (7) 7の(1)に規定する工事費内訳書の提出を行わなかった者または提出された工事費内訳書が7の(3)イに掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札
- (8) その他入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

10 落札者の決定方法

＜最低制限価格制度を適用する価格競争（総合評価落札方式の適用無し）の場合＞

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

＜低入札価格調査制度を適用する価格競争（総合評価落札方式の適用無し）の場合＞

予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の申込みが行われた場合、落札候補者の決定を保留し、当該申込みに係る価格により契約の内容に適合した履行がされるかを調査（低入札価格調査制度実施要領に基づく調査）した後、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

＜低入札価格調査制度を適用する総合評価落札方式（施工体制確認型）の場合＞

予定価格の制限の範囲内の価格で総合評価失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、総合評価調査基準価格を下回り、かつ、総合評価失格基準価格以上の申込みが行われた場合、落札候補者の決定を保留し、当該申込みに係る価格により契約の内容に適合した履行が

されるかを調査（福井県建設工事総合評価落札方式（施工体制確認型）実施要領に基づく調査および低入札価格調査制度実施要領に基づく調査）した後、評価値の最も高い者を落札者とする。

＜上記以外の総合評価落札方式の場合＞

予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

1 1 契約書作成の要否
要

1 2 契約保証金に関する事項

- (1) 福井県財務規則第171条から第174条までに規定するところにより、契約金額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 受注者は保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

1 3 契約条件

- (1) この入札に係る工事の契約条件は、別に提示する契約書案および福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号）に定めるところによる。
- (2) この入札が総合評価落札方式による場合には、加点評価を行った評価項目に係る内容の履行を担保するため、当該加点評価を行った評価項目の内容を、別記1により契約書に特記事項として記載する。
- (3) この入札が低入札調査価格制度の適用がある場合で、この入札に係る工事の請負金額が調査基準価格に満たないときは、低入札工事における監督強化の試行実施要領の適用がある。
- (4) 工事請負契約書は書面契約に代えて、電磁的方法によって契約書を作成・締結することができる。

1 4 支払条件

この入札に係る工事の支払条件は、福井県工事請負契約約款に定めるとおりとする。

1 5 配置予定技術者の確認に関する事項

落札者が契約を締結するまでに、この入札に係る工事の現場に技術者を適正に配置できないと認められるときは、契約を締結しないことがあるほか、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止措置等を受ける場合がある。この場合において、県は、契約を締結しないことについて、一切の損害賠償の責を負わない。

1 6 入札参加資格における会社の施工実績について

- (1) 個別に公告で企業の同種工事の施工実績を求める場合は、以下の条件を満たすこと。
 - i 過去20年間（※）に完成・引渡しが完了した工事であること。
 - ii 福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事であること。
- ※ 過去20年間の定義は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から遡って、20年前の年度の4月1日から今回公告する案件の審査基準日までとする。

1 7 入札参加資格における配置予定技術者の資格について

- (1) 申請について
 - ・配置予定の監理技術者等（建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の配置を予定している場合は、監理技術者補佐を含む。以下配置予定技術者という。）について、3(3)の確認資料により申請すること。
 - なお、確認資料の提出時点では、複数での申請が可能である。
 - この場合、契約締結後に提出する現場代理人等通知書の提出時までに確定すること。
- (2) 雇用関係について
 - ・審査基準日時点で、自社と3ヶ月以上の継続的な雇用関係を有すること。
 - 雇用期間の確認については、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、または所属会社の雇用証明書の写し等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。
- (3) 同種工事等の経験
 - ・個別に公告で配置予定技術者の同種工事の経験を求める場合は、以下の条件を満たすこと。
 - i 過去20年間に完成・引渡しが完了していること。
 - ii 同種工事の経験として主体的に関与していること。
 - iii 監理技術者等、監理技術者補佐、現場常駐の若手担当技術者（平成23年7月15日以降に入札公告された福井県発注の工事における担当技術者（担当技術者従事経験証明書により確認できる者に限る。）を含む。以下同じ。）（注1）、または現場代理人としての経験であること。（ただし、監理技術者補佐および現場代理人としての経験の場合は、その経験時に、今回の公告で配置予定技術者

に求めている資格（ex. 1 級土木施工管理技士等）を有していたことを要する。）

iv 福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事であること。

v 原則として、工期途中で交代した経験でないこと。

ただし、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の工場製作を含む工事において工場から現地へ工事の現場に移行する時点での工期途中で交代した経験については、工場製作期間に従事した配置技術者は工場製作の経験を有し、現場施工期間に従事した配置技術者は現場施工の経験を有する。

なお、内容を証明する資料として、CORINS 工事カルテ、施工図、契約書等の写しを提出すること。（必要最低限で可）

（注 1）現場常駐の若手担当技術者としての経験について

現場常駐の若手担当技術者としての経験は、以下の（表－1）の条件を満たす場合のみ認める。

（表－1）

評価条件	経験した 工事の業種	CORINS 登録	福井県による若手 担当技術者の従事 経験証明書（※3）
右の条件を満たす今回 発注工事と同種工事 （※2）であること	今回発注工事 と同一業種（※ 1）の工事	必須	必須

（※1） ここでいう同一業種の「業種」とは、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「鋼構造物工事」などの建設工事の種類とする。

（※2） 「同種工事」とは、今回発注される工事と同種の工事のことをいう。

（例：（今回）トンネル → （過去）トンネル、（今回）鋼橋上部工 → （過去）鋼橋上部工）

（※3） 若手担当技術者としての経験の場合には提出すること（※4）。「若手担当技術者従事経験証明書」は平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告された福井県発注の工事の完成後から、当該工事の発注機関（発注事務所）で発行を開始する。若手担当技術者従事経験証明書の発行を希望する場合は、若手担当技術者の常駐（注 2）に係る条件を満たした上で、原則、当該工事の完成通知書と共に「担当技術者従事経験証明申請書」を発注機関（発注事務所）に提出すること（完成通知の日か

ら 30 日以内に申請のあったものについて証明書を発行する。))。

(※4) 平成 23 年 7 月 15 日以降に入札公告された福井県発注の工事において発行された「担当技術者従事経験証明書」でも可とする。

(注 2) 若手担当技術者の常駐について

専任の監理技術者等の下で、40 歳未満（当該工事の入札公告日が属する年度の 4 月 1 日時点の年齢）の一級国家資格（※）を有する若手担当技術者を常駐させることができる。

※一級国家資格とは、（表 - 2）によるものとする。

- ・若手担当技術者の施工経験については、工事完成・引渡し後の次回の入札において監理技術者等の経験として評価の対象とする。
- ・若手担当技術者は、現場代理人と兼務することができる。ただし、他工事との現場代理人を兼務することは認めない。
- ・若手担当技術者を配置する場合は、以下の（ア）～（オ）の条件をすべて満たすことを必須とする。なお、現場常駐の若手担当技術者の配置は、一つの工事につき一名のみとする。

- （ア）若手担当技術者は、当該工事に配置される専任の監理技術者等の指導の下で、当該工事における管理技術者等相当の職務内容の習得を目的として当該工事現場に常駐する者であること。
- （イ）若手担当技術者は当該工事の入札の申込みを行った日時点においてすでに 3 か月以上の期間、当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る。）に直接的かつ恒常的に雇用されている者であること。
- （ウ）当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る。）が福井県内に主たる営業所を有する企業であること。
- （エ）当該工事における若手担当技術者の CORINS 登録を行うこと。CORINS 登録は、担当技術者として登録すること。（「登録内容確認書」の提出がない場合は、原則、若手担当技術者従事経験証明書を発行しない。）
- （オ）当該工事で提出する「現場代理人等通知書」に「現場常駐の若手担当技術者」の氏名を記載し、雇用関係を確認できる書類の写しおよび 1 級国家資格者証の写しと共に提出すること。

(表－２)

業種（建設工事の種類）	資 格
土木一式工事、舗装工事、法面処理工事、交通安全施設工事、とび・土工・コンクリート（その他）工事	１級土木施工管理技士または １級建設機械施工管理技士
鋼構造物工事（※１）、塗装工事（※１）、石工事（※１）、しゅんせつ工事、水道施設工事	１級土木施工管理技士
建築一式工事、大工工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、鋼構造物工事（※２）	１級建築士または １級建築施工管理技士
左官工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、建具工事、石工事（※２）、塗装工事（※２）	１級建築施工管理技士
電気工事	１級電気工事施工管理技士
管工事	１級管工事施工管理技士
造園工事	１級造園施工管理技士
機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、消防施設工事、清掃施設工事	不要 (当該建設工事の監理技術者等となる資格)

(※１) 土木工事に限る。

(※２) 建築工事に限る。

- (4) 監理技術者等は、請負金額が 4,500 万円（建築一式の場合は、9,000 万円）以上の、公共性のある工作物に関する工事について、工事の現場ごとに専任の者でなければならない。（建設業法第 26 条第 3 項）

専任の監理技術者等は、その工事に専ら従事することが求められるため、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは原則兼任できない。

例外的に監理技術者制度運用マニュアルについて（平成 16 年 3 月 1 日 国総建第 315 号）により、専任の監理技術者等の兼務が認められている場合は、他工事の監理技術者等との兼務が可能である。

監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）または一級施工管理技士等の国家資格者、

学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であり、工事の現場ごとに専任の者でなければならない。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

確認資料により申請された配置予定技術者が、県が発注しようとする工事について適正に配置できるかを審査し、配置できないと認定する場合は、入札参加資格無しとする。

なお、審査基準日において他の工事の現場代理人、監理技術者等または監理技術者補佐と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。（当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等）

1 8 現場代理人について

(1) 申請について

- ・配置予定の現場代理人について、3(3)の確認資料により申請すること。

現場代理人は、確認資料の提出時点では、複数での申請が可能である。

この場合、契約締結後に提出する現場代理人等通知書の提出時までに確定すること。

(2) 雇用関係について

- ・審査基準日時点で、自社と雇用関係を有すること。

雇用の確認については、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、または所属会社の雇用証明書の写し等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。

(3) 現場代理人は工事現場に原則として常駐する必要がある。

（福井県工事請負契約約款第10条）

常駐とは、当該工事のみを担当し、かつ作業期間中常に工事現場に滞在していることである。

そのため、現場代理人は、原則、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者、経營業務管理責任者（建設業法第7条第1号）、営業所技術者等（建設業法第7条第2号）、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは兼務できない。

ただし、福井県が別に定める現場代理人の兼務が可能となる条件を満たす場合は、他の工事の現場代理人との兼務をすることができる。

1 9 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の工場製作を含む工事における配置予定技術者および現場代理人について

- ・ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の工場製作を含む工事においては、工場製作期間と現場施工期間について、それぞれ別の者で申請できる。
この場合、個別に公告で求める資格（ex. 1 級土木施工管理技士等）は、工場製作期間、現場施工期間、それぞれの期間の配置予定技術者が有していること。
ただし、個別に公告で求める施工経験に関しては、原則、工場製作期間の配置予定技術者は工場製作の経験を不要とし、現場施工期間の配置予定技術者は現場施工の経験を有していればよい。
- ・ なお、工場製作期間と現場施工期間を含む全工期を同一の配置技術者で申請した場合においても、原則、工場製作の経験は不要とし、現場施工の経験を有していればよい。

2 0 その他の技術者について

(1) 申請について

- ・ 配置予定のその他の技術者について、3 (3) の確認資料により申請すること。
- ・ その他の技術者は、確認資料の提出時点では、複数での申請が可能であること。
- ・ その他の技術者も現場代理人等通知書に記載することとし、当該書類提出時までに確定すること。

(2) 雇用関係について

- ・ 審査基準日時点で、自社と雇用関係を有すること。
- ・ 雇用の確認については、住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、または所属会社の雇用証明書の写し等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。

※「その他の技術者」とは、入札公告において、配置予定技術者以外に「その他の技術者」の配置を求める場合における、その技術者をいう。

2 1 経常建設共同企業体で入札参加する場合

(1) 会社の施工実績について

- ・ 個別に公告で会社の施工実績を求める場合は、経常建設共同企業体の構成員のうちいずれかが満たすこと。

(2) 配置予定技術者について

- ・ 経常建設共同企業体の場合、各構成員が主任技術者を配置すること。
（下請金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は、8,000 万円）を超える予定の場合は、代表者は監理技術者とする。）
この場合、個別に公告で求める資格（ex. 1 級土木施工管理技士等）、施工経験は、経常建設共同企業体の構成員のうちいずれかの配置予定技術者が満たすこと。

ただし、個別に公告で配置予定技術者に資格（ex. 1 級土木施工管理技士等）と同種工事の施工経験を同時に求める場合は、一人の配置予定技術者が資格と同種工事の施工経験の条件を満たしていなければならない。

(3) その他の技術者

- ・個別に公告で、その他の技術者を問う場合は、経常建設共同企業体の構成員のうちいずれかと審査基準日時点において、雇用関係にあるものを配置すること。

(4) 現場代理人について

- ・審査基準日において、経常建設共同企業体の代表者と雇用関係にあるものを配置すること。

2 2 議会の議決

- (1) この入札に係る工事の契約が議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年福井県条例第 1 号）第 2 条に規定する契約に該当する場合は、落札後に仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たときに、当該契約を本契約とみなす。

- (2) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者（共同企業体にあつては、その構成員のいずれか）が入札参加資格を取り消されもしくは停止されている場合または福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定による指名停止もしくは指名除外の措置を受けた場合においては、県は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、県は、仮契約の解除について一切の損害賠償の責を負わない。

2 3 その他

- (1) この一般競争入札公告共通事項と、個別の入札公告と相違がある場合は、個別の入札公告を優先する。
- (2) 電子入札システムへのアクセスが集中することによりレスポンスが低下することがあるため、入札書等の提出にあたっては十分な作業時間を確保すること。
- (3) 入札への参加にあたって疑問点がある場合は、入札公告 2 に記載の発注機関へ期限内に問い合わせを行うこと。

《用語解説》

「主たる営業所」

建設業法（昭和 2 4 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所

「監理技術者等」

建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項、第3項および第5項に規定する監理技術者

「監理技術者補佐」

建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者

「評価項目等」

工事における総合評価に関する評価項目、評価内容、評価基準および評価点数

(別紙 1)

入札に係る図面等に対する質問書回答書閲覧簿

No.

[illegible]

(別紙2)

(用紙A4)

委 任 状

_____年 月 日

福井県知事 ○○ ○○ 様

委任者	住	所	
	商	号	
	代表者氏名		

今般、当社社員○○ ○○を代理人と定め、下記工事の入札に関する一切の権限を委任します。

受任者	住	所	
	商	号	
	代表者氏名		

記

工 事 名	<u>○○○○工事</u>
-------	---------------

(印、印漏れに注意)

(別紙 3)

(用紙 A 4)

委 任 状

(代理人)
A 株、B 株、〇〇〇〇工事共同企業体

代表者	住	所
	商	号
	代表者氏名	⑩

私は上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。

- 1 〇〇〇〇工事の入札に関し A 株、B 株、〇〇〇〇工事共同企業体を代表して行う件
- 2 第 1 号の復代理人を選任する件

年 月 日

A 株、B 株、〇〇〇〇工事共同企業体

構成員	住	所
	商	号
	代表者氏名	⑩

福井県知事 様

備考 委任者である構成員が複数社の場合は連記することができる。

(別紙 4)

(用紙 A 4)

委 任 状

(代理人)

A 株、B 株、経常建設共同企業体

代表者

住 所

商 号

代表者氏名

㊟

私は上記の者を代理人と定め、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までの期間、下記の権限を委任します。

- 1 (入札を執行する発注機関名を記載)が発注する工事の入札に関し A 株、B 株、経常建設共同企業体を代表して行う件
- 2 第 1 号の復代理人を選任する件

____年 ____月 ____日

A 株、B 株、経常建設共同企業体

構成員

住 所

商 号

代表者氏名

㊟

(入札執行者)

様

(備考)

- 1 委任者である構成員が複数社の場合は連記することができる。
- 2 入札を執行する発注機関ごとに提出すること。
(福井土木事務所へ提出した場合、当該委任状は福井土木事務所で執行される入札に限り有効となる。)

同種の工事の施工実績

企業名

項目	番号	例	
	工事名	〇〇〇〇工事	
工事名称等	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)	
	契約金額	(最終契約金額)	
	工期	年 月 ～ 年 月	
	受注形態等	単体／共同企業体 (出資比率)	
工事概要等	構造・階数		
	延面積		
	スパン		

注1 公告の3の条件を確認できる施工実績について記入すること。

注2 コリンズの登録内容確認書または契約書の写し・図面等、工事の施工実績が確認できる資料を添付すること。

配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(例)

企業名				
項目	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	監理技術者等 (主任技術者・監理技術者)	現場代理人	監理技術者補佐
氏名・会社名	〇〇			
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇〇年卒業			
法令による免許	一級〇〇施工管理技士 (取得年および登録番号) 監理技術者資格 (取得年および登録番号)			
工事名称等	工事名	〇〇〇〇工事		
	発注機関名	(〇〇県〇〇事務所等)		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額	(最終契約金額)		
	工期	年 月 ～ 年 月		
工事概要等	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者		
	構造・階数			
	延面積			
	スパン			

審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。

現場代理人は、特例監理技術者、経營業務管理責任者、営業所の専任技術者および建設業法施行令第3条に規定する使用人と兼務できないので注意すること。

- 注1
- 注2
- 注3
- 注4
- 現場代理人および入札公告の○(○)の条件を確認できる監理技術者等について記入すること。特例監理技術者を配置する場合は監理技術者補佐について記入し、特例監理技術者の配置に関する届出書(添付資料を含む。)、チェックリストを併せて提出すること。
 - コリンズの登録内容確認書、合格証明書等、監理技術者等の資格および施工経験が確認できる資料、自社と雇用関係(監理技術者等の場合は3ヶ月以上)が確認できる資料を添付すること。
 - 当工事における現場代理人および監理技術者等は、同一人が兼ねることができる。
 - 審査基準日において他の工事の現場代理人、監理技術者等、特例監理技術者または監理技術者補佐と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、別紙誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等)
- 監理技術者等、特例監理技術者、監理技術者補佐については、一般競争入札共通事項の用語解説を参照のこと

・経營業務管理責任者、営業所の専任技術者(建設業許可を受けている全ての業種の専任技術者、また、従たる営業所の専任技術者も含む) および建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧を添付すること。(任意様式。ただし、法人の代表者または個人の事業主の押印ならびに記述内容が事実と相違ない旨を記すこと。)

建設業許可・届出内容

令和 年 月 日

所在地
商号・名称
代表者氏名

印

審査基準日において、建設業の許可に係る経営業務の管理責任者等については、下記のとおりです。

建設業許可番号	国土交通大臣・() 知事 許可 (般・特一) 第 号				
経営業務の管理責任者 令第 3 条に規定する使用人	氏 名	生年月日	所属営業所	備 考	

主たる営業所 および従たる営業所の 専任技術者	氏 名	生年月日	所属営業所	担当業種 (許可を受けている全業種について 記載すること。)	備 考

注 1 審査基準日における建設業許可に係る内容 (建設業許可を受けている全ての業種および営業所) について記載してください。

別紙

年 月 日

入札執行者 様

所 在 地
商号または名称
代表者氏名

印

誓 約 書

_____(工事名、工事場所を記入)_____(工事名、工事場所を記入)の入札参加資格確認申請において、様式第3号により申請した_____(申請している役職名（現場代理人、監理技術者等、特例監理技術者、監理技術者補佐など）を記入)_____(申請している役職名（現場代理人、監理技術者等、特例監理技術者、監理技術者補佐など）を記入)については、審査基準日において_____(他の工事の監理技術者等、兼任できないものを記入)_____(他の工事の監理技術者等、兼任できないものを記入)になっておりますが、当工事の契約工期の開始日にはその任を離れ_____(申請している役職名（現場代理人、監理技術者等、特例監理技術者、監理技術者補佐など）を記入)_____(申請している役職名（現場代理人、監理技術者等、特例監理技術者、監理技術者補佐など）を記入)としての職務に支障がないことを申し上げます。

なお、当工事の契約工期の開始日において適切に配置できない場合は、当工事の契約の締結を辞退するとともに、そのことを理由とする指名停止等の措置を受けても異議はございません。

年 月 日

誓 約 書

入札執行者 様

所 在 地
商号または名称
代表者氏名

印

_____(工事名を入力)_____
の入札参加資格確認を受けるに当たって、下記の事項に相違ないことを誓約します。

- 1 この工事に係る入札に、制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第5条第1号クに掲げる資本的関係または人的関係（別紙参照）のある者が参加していないこと。
- 2 この工事に係る入札の入札参加資格確認の審査基準日※において、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に加入し、かつ、それら全てについて保険料に未納がない（法令の規定により、加入について適用を除外されている場合を含む。）こと。

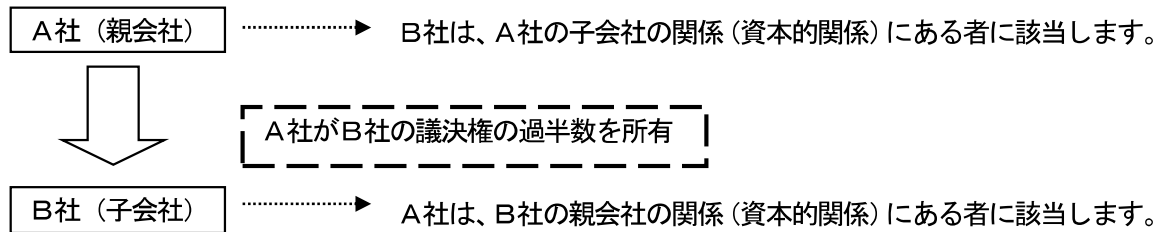
※ 入札参加資格確認の審査基準日は、事前審査型の場合は入札参加資格確認申請書の提出時点、事後審査型の場合は入札書の提出時点とする。

- 3 この工事を施工するに当たって、福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱の規定を遵守すること。

※ 上記事項に該当しないことが明らかになった場合には、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがあります。

資本的関係または人的関係がある場合とは以下の（１）から（４）のとおりです。

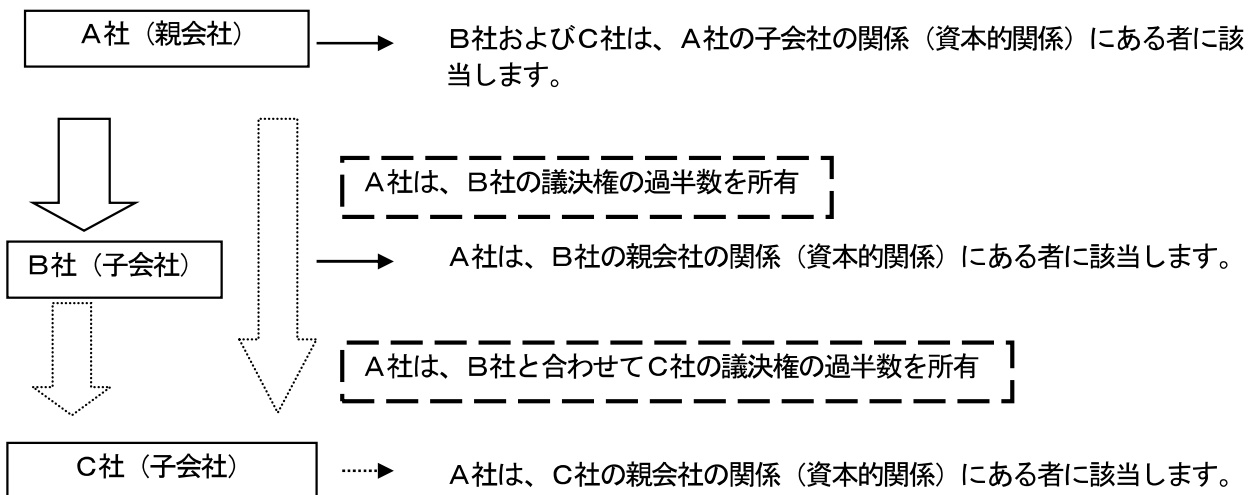
- （１） 一方の会社A^{※１、※２}が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係
（A社とB社は、同一の入札に参加できません。）



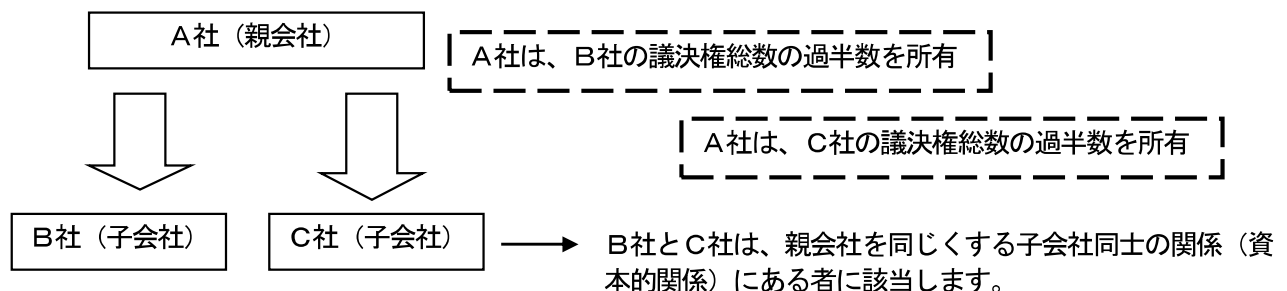
※１ Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

※２ A社の役員がB社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる場合を含みます。）を所有している場合を含みます。

- （２） 一方の会社Aが、子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係（A社、B社およびC社は、同一の入札に参加できません。）



- （３） B社の議決権総数の過半数を所有している会社とC社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもA社^{※３}である場合におけるB社とC社の関係（B社およびC社は、同一の入札に参加できません。）



※３ 県の競争入札参加資格の有無、建設業許可の有無および法人格の有無を問いません。

(4) 一方の会社Aと他方の会社Bの役員等を兼任している場合



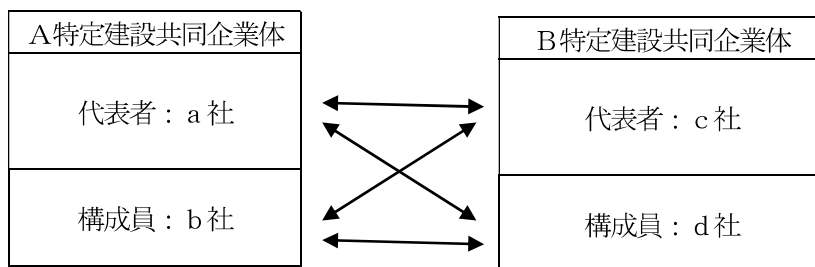
※4 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤または非常勤を問わない。）
- ウ 会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- エ 委員会設置会社における執行役または代表執行役
- オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主
(監査役、会計参与および執行役員は、役員等に該当しません。)

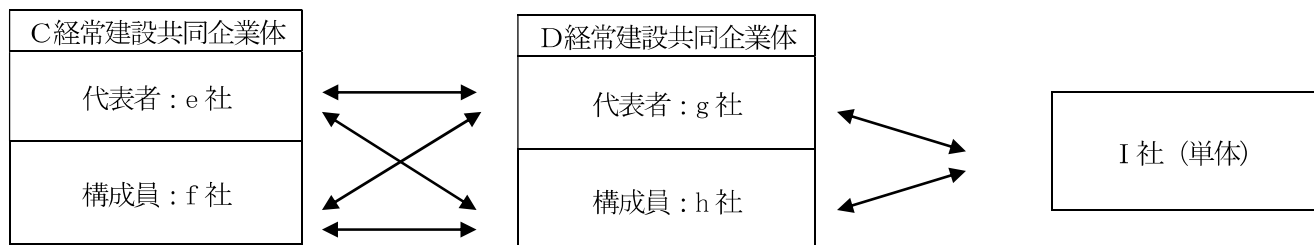
(補足) 入札参加者が共同企業体である場合の適用について

- (1) 矢印で結ばれた2社の間に、資本的関係または人的関係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。

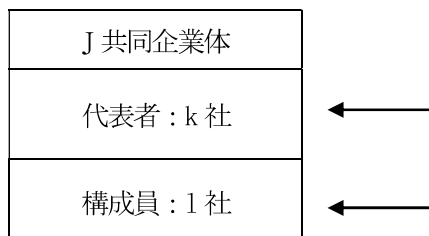
① 特定建設工事共同企業体の場合



② 経常建設工事共同企業体の場合



- (2) 矢印で結ばれた2社の間に資本的関係または人的関係があっても、同一の入札への参加は制限されません。



工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 福井産業技術専門学院第3実習場シャッター改修工事
- 2 工 事 場 所 福井県福井市林藤島町 20-1-3 福井産業技術専門学院 第3実習場
- 3 工 期 契約締結日 ～ 令和9年2月26日
- 4 工事を実施しない日 発注者との打ち合わせによる
または時間帯
- 5 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 金 円)
- 6 契約保証金 ※福井県財務規則第172条各号に該当する場合を除き、
契約金額の100分の10以上。

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の福井県工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者と受注者が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 福井県福井市林藤島町 20-1-3

氏 名 福井県立福井産業技術専門学院
学院長 寺島 康夫

受 注 者 住 所

氏 名

福井県工事請負契約約款

(総則)

第1条 発注者および受注者は、契約書（工事請負契約書または工事請負契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。以下同じ。）およびこの約款（以下「契約書等」という。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、契約（契約書に記載または記録された工事（以下「工事」という。）の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、工事を工期内に完成し、工事の目的物（以下「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設および施工の方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）について、この約款および設計図書に特別の定めがない場合には、受注者は、その責任において工事を施工するものとする。

4 受注者は、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除および指示は、書面により行わなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）（書面の交付に準ずるものに限る。）を用いて行うことができる。

6 契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 契約書等に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めが

ある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるとおりとする。

9 契約書等および設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）および商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

10 契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 契約に係る訴訟の管轄裁判所は、日本国における専属的合意による裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合において、発注者は、契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行う契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事および発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行う。ただし、第9条の監督職員を置いたときは、当該職員がこれを行うものとする。

2 発注者は、受注者の施工する工事および設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。ただし、第9条の監督職員を置いたときは、当該職員がこれを行うものとする。

3 前2項の場合において、受注者は、発注者または監督職員の調整に従い、当該第三者または当該他の機関の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表の提出)

第3条 受注者は、契約の締結後7日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 工程表は、発注者および受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、随意契約により契約を締結する場合において、受注者が契約を履行しないこととなるおそれがないと発注者が認めるときは、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 国債、地方債その他発注者が確実と認める有価証券の提供

(3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行その他の発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証および当該保証証券の発注者への寄託

(5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結および当該保険証券の発注者への寄託

2 前項各号の保証に係る契約保証金の額、有価証券の価額、保証金額または保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号または第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号または第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 発注者は、請負代金額が増額された場合には、保証の額が増額後の請負代金額の10分の1に達するまで、保証の額を増額を受注者に請求することができ、受注者は、請負代金額が減額された場合には、保証の額が減額後の請負代金額の10分の1に達するまで、保証の額の減額

を発注者に請求することができる。ただし、増額され、または減額された額が、契約における当初の請負代金額の100分の30を超えない場合は、この限りでない。

6 受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子的方法であつて発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物ならびに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の検査に合格したものおよび第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、または抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明した場合は、発注者は、特段の理由があるときを除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任または一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 受注者は、発注者に対して、工事に着手しようとするときまでに、下請負人の商号また

は名称その他必要な事項(下請負人がいない場合は、その旨)を届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、発注者に届け出なければならない。

(特許権等の使用)

- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるものおよびこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者もしくは受注者の現場代理人に対する指示もしくは承諾または受注者もしくは受注者の現場代理人との協議
 - (2) 工事の施工のための設計図書に基づく詳細図等の作成および交付または受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査または工事材料の試験もしくは検査(確認を含む。第13条において同じ。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定による監督職員の指示または承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾および解除については、設計図書に別段の定めがあるものを除き、当該職員を経由して行うものとする。この場合においては、その旨を記載した書面が当該職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この条およびこの約款の他の条項に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人および主任技術者等)

- 第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)または監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)。ただし、同条第3項に規定する工事に該当する場合に配置しなければならない主任技術者または監理技術者は、専任の者(同条第4項に規定する工事の場合に配置しなければならない監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。)としなければならない。

(3) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下に同じ。)

(4) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営および取締りを行うほか、現場代理人が契約の履行に関し契約に基づく受注者の権限を行使した場合においては、請負代金額の変更、請負代金の請求および受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定および通知ならびに契約の解除に係る権限を受注者が行使した場合を除き、受注者が権限を行使したものとみなす。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代

理人の工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、契約に基づく権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐または主任技術者をいう。以下同じ。）専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行に係る計画、状況等について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等または専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者または監督職員は、監理技術者等または専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工または管理につき著しく不相当と認めるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置

を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質および検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料（次項の工事材料を除く。）を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会いおよび工事記録の整備等）

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、または調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、立会いを受けて調合し、または見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するもののほか、発注者が特に必要であると認めて設計図書において見本または工事写真等の記録（以下この条において「見本等」という。）を整備すべきものと指定した工事材料の調合または工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督職員の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項の立会いもしくは見本検査または第2項の立会い（次項にお

いて「立会い等」という。)を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に応じないため、工事の工程に支障を来すおそれがあるときは、受注者は、当該職員に通知した上、立会い等を受けることなく、工事材料を調合して使用し、または工事を施工することができる。この場合において、受注者は、工事材料の調合または工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督職員の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項または前項の場合において、見本検査または見本等の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料および貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)および貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格または性能、引渡場所および引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料または貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料または貸与品を検査しなければならない。この場合において、受注者は、当該検査の結果、その品名、数量、品質もしくは規格もしくは性能が設計図書の定めと異なると認めたとき、またはその使用が適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料または貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書または借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料または貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料または貸与品に種類、品質または数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり、その使用が適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段または前項

の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該通知を受けた支給材料もしくは貸与品に代えて他の支給材料もしくは貸与品を引き渡し、または支給材料もしくは貸与品の品名、数量、品質もしくは規格もしくは性能を変更しなければならない。この場合において、発注者は、当該通知にかかわらず、他の支給材料もしくは貸与品の引渡しまたは支給材料もしくは貸与品の品名等の変更を行わずに、その理由を明示して、当該通知を受けた支給材料もしくは貸与品を使用すべきことを受注者に請求することができる。

- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、受注者にその旨を通知して、支給材料または貸与品の品名、数量、品質もしくは規格もしくは性能、引渡場所または引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期または請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料および貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不要となった支給材料または貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意または過失により支給材料または貸与品が滅失し、もしくは毀損し、またはその返還が不可能となったときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料または貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他工事の施工上必要な用地で設計図書において定めるもの(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管

理者の注意をもって管理しなければならない。

- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、工事用地等に受注者が所有または管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有または管理するこれらの物件を含む。以下この条および第54条第6項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、請求に従わなければならない。この場合において、発注者は、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるとき、または必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項または第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、

工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前2項の場合において、検査および復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（条件変更等）

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書または現場説明に対する質問回答書の指示する内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)
- (2) 設計図書に誤びゅうまたは脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場の状況が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について、工事の施工に支障があり、かつ、予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、または自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを受けずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、これを受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 発注者は、第2項に規定する調査により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。ただし、第1項第4号または第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

については、受注者と協議しなければならない。

- 5 発注者は、前項の規定により設計図書の訂正または変更を行う場合には、受注者にその内容を通知して、これを行うものとする。この場合において、必要があると認められるときは工期または請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、前条に規定するもののほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受注者に通知して、これを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができないこと等のため、または暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的もしくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事材料、工事目的物等に損害を生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事を中止する旨およびその内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部または一部の施工を中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事を中止する旨およびその内容を受注者に通知して、工事の全部または一部の施工を中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を中止させた場合において、必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、受注者が工事の再開に備え工事現場を維持し、もしくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の中止に伴う増加費用を必要とし、または受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 発注者は、工期の延長または短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 この約款の規定による変更後の工期については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、工期の変更事由が生じた日（当該変更が発注者または受注者の請求または通知による場合にあっては、その請求または通知が相手方に到達した日）から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、

受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせんもしくは調停を請求したことまたは第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 この約款の規定による変更後の請負代金額については、次条の規定によるほか、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日(当該変更が発注者または受注者の請求または通知による場合にあっては、その請求または通知が相手方に到達した日)から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせんもしくは調停を請求したことまたは第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とし、または損害を受けた場合に発注者が負担する費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者または受注者は、工期内で契約の締結の日から12月を経過した日後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認める

ときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者または受注者は、特別の要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと認めるときは、前項または次項の規定によるほか、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 3 発注者または受注者は、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 4 発注者または受注者は、第1項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に対応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に対応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 5 前項の変動前残工事代金額および変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 第2項および第3項の場合において、変更後の請負代金額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第5項および前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、第1項から第3項までの規定による請求を行った日または当該請求を受けた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

8 第1項から第3項までの規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約の締結の日」とあるのは、「直前の請負代金額の変更の基準とした日」とする。

9 発注者は、第5項または第6項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったことまたは当該協議に関して受注者が第59条に規定するあつせんもしくは調停を請求したことまたは第60条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（臨機の措置）

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、当該措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物または工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項もしくは第2項または第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険によりてん補さ

れた部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第58条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者および受注者は、協力してその処理および解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物または工事現場に搬入済みの工事材料もしくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該請求に係る損害の額（受注者が善良な管理者の

注意義務を怠ったことに基づくものおよび第58条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除き、工事目的物等であって第13条第2項、第14条第1項もしくは第2項または第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。以下この条において「損害の額」という。) および損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策または災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に係る請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料に係る請負代金額で通常妥当と認められるものとし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 仮設物または建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物または建設機械器具の償却費の額で工事で償却する額として通常妥当と認められるものから損害を受けた時点における工事目的物の評価額に対応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該差し引いた額に満たないものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を

差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第2項、第25条第1項から第3項までもしくは第8項、第26条第4項、第27条、前条第3項、第4項もしくは第6項または第33条第3項の規定により請負代金額を変更すべき場合または費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき額または負担すべき額の全部または一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が、請負代金額を増額すべき事由または費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査および引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査により工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちにその引渡しを受けなけれ

ばならない。

- 5 発注者は、受注者が前項に規定する申出を行わないときは、工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して再度発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に、請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないとときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数(以下この項において「遅延日数」という。)は、前項に規定する期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数に含まれるものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第4項または第5項の規定による引渡し前においても、受注者の承諾を得て、工事目的物の全部または一部を使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定に基づき、工事目的物の全部または一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払および中間前金払)

- 第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書に記載または記録された工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に、前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、保証事業会社と第1項の規定に基づく前払金に追加して支払う前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、契約書に記載または記録された工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、発注者が別に定めるところにより、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第37条および第41条の規定に基づく部分払を請求した後においては、中間前払金の支払いを請求することができない。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者または発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者または発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは中間前払金を加算した金額。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(第3項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。)の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 6 受注者は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を発注者に返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条または第38条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 第6項および前項の超過額が相当の額に達し、前払金の使用状況からみて返還することが著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その返還されない額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還する日までの期間の日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第180条に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 10 受注者は、第1項または第3項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証書を寄託したものとみなす。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受

領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- 4 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証書を寄託したものとみなす。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料および保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに前払金を充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額および中間前払金を除き、この工事の現場管理費および一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（部分払）

第37条 受注者は、工事の完成前に、工事の出来形部分および工事現場、製造工場等にある工事材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に係る請負代金額（以下「請負代金相当額」という。）の10分の9以内の額について、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えない回数の部分払を請求することができる。ただし、発注者が特に必要と認めた工事については、この限りでない。

- (1) 請負代金額が100万円以上500万円未満の場合 1回
- (2) 請負代金額が500万円以上1,000万円未満の場合 2回
- (3) 請負代金額が1,000万円以上5,000万円未満の場合 3回
- (4) 請負代金額が5,000万円以上1億円未満の場合 4回
- (5) 請負代金額が1億円以上の場合 5回
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分または工事現場、製造工場等にある工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより同項の確認をするための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の検査により発注者の確認を受けたときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、請求を受けた日から14日以内に、部分払をしなければならない。
- 6 前項の部分払の額は、次の式により算定する。

$$\text{部分払の額} \leq \text{請負代金相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$
- 7 前項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第5項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者が第5項の規定により部分払をした後、受注者が再度部分払の請求をする場合においては、第6項および前項の規定中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」として第2項から第6項までの規定を適用する。

(部分引渡し)

第38条 第31条および第32条の規定は、工事目的物について、設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを発注者が指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、工事が完了した指定部分の引渡しについて準用する。この場合において、第31条第1項、第2項、第4項および第6項の規定中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第2項、第4項および第5項の規定中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項および第32条第1項および第2項の規定中「請負代金」とあるのは「指定部分の引渡しに係る請負代金」と読み替える。

- 2 前項において準用する第32条第1項の規定により請求することができる指定部分の引渡しに係る請負代金額は、次の式により算定する。

指定部分の引渡しに係る請負代金額＝指定部分に係る請負代金額×（1－前払金額／請負代金額）

- 3 前項の指定部分に係る請負代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第1項において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額および前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払および中間前金払の特則)

第40条 第34条および第35条の規定は、債務負担行為に係る契約の前金払および中間前金払について準用する。この場合において、第34条中「工事完成の時期」とあるのは「工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、同条および第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第37条第1項に規定する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超えた額を控除した額)」と読み替える。ただし、契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金および中間前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度については前払金および中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第34条第1項および第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金および中間前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金および中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に、翌会計年度に支払うべき前払金相当額および中間前払金相当額(円以内)を含めて前払金および中間前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、当該請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金および中間前払金の支払いを請求することができない。

5 前項に規定する場合において、受注者は、発

注者に代わり保証事業会社に前項の請負代金相当額が同項の出来高予定額に達するまで前払金および中間前払金の保証期限を延長することを求め、その旨を通知するものとする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、受注者は、当該会計年度の当初に、当該超えた額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 前条第1項、第3項または第4項の規定により、前払金および中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項および第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - \text{前会計年度までの支払金額} - (\text{請負代金相当額} - \text{前会計年度までの出来高予定額}) \times (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度の中間前払金額}) / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て、請負代金の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対して第32条(第38条第1項において準用する場合を含む。)または第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37

条または第38条第1項において準用する第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部または一部の施工を中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示して、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、受注者が工事の再開に備え工事現場を維持し、もしくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の中止に伴う増加費用を必要とし、または受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第44条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第47条または第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、または虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に工事が完成しないときまたは工期経過後相当の期間内に工事を完成させる見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用し

- たとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合ある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (6) 受注者の責務の一部の履行が不能である場合または受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (10) 第51条または第52条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している個人または団体を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表

者その他経営に実質的に関与している個人または団体をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団または暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者が当該契約を解除しなかったとき。

第48条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令が行われない場合にあつては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあつて

は、その役員またはその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6もしくは第198条または独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第46条各号、第47条各号または前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第46条、第47条または第48条の規定により、工事目的物の完成後に契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第46条、第47条または第48条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律

第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号または第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約および取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項および第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から指定部分として引渡しを受けた部分に係る請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、福井県財務規則第180条に規定する割合で計算した額とする。

6 第2項の場合(第47条第9号および第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金または担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の催告による解除権)

第51条 受注者は、発注者が契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第52条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更

したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。

- (2) 第20条第1項または第2項の規定による工事の施工の中止の期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、当該中止が工事の一部のみの場合は、その中止した一部を除いた部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条または前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第54条 発注者は、契約が工事の完成前に解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分および部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に係る請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、当該出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条（第40条第1項において準用する場合を含む。）の規定による前払金または中間前払金があったときは、当該前払金または中間前払金の額（第37条および第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金または中間前払金の額を控除した額）を、第57条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあつては当該賠償金の額を、それぞれ第1項の出来形部分に係る請負代金額から控除する。この場合において、当該前払金または中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、契約の解除が第4

6条、第47条、第48条または第50条第3項の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金または中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ福井県財務規則第180条に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、契約の解除が第45条第1項、第51条または第52条の規定によるときにあつてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が、受注者の故意もしくは過失により滅失し、もしくは毀損したとき、または当該出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意または過失により滅失し、または毀損したときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有しまたは管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

い。

- 8 第4項前段および第5項前段の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条、第47条、第48条または第50条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条第1項の規定によるときは発注者が受注者の意見を聴いて定め、第51条または第52条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定める。
- 9 第4項後段、第5項後段および第6項の規定による受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
- 10 工事の完成後に契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者および受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(受注者の損害賠償請求等)

第55条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約および取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条または第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、当該支払いの遅れた額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により決定された率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第56条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項または第5項(第38条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条に

おいて単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項または第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項および第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項の規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項または第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければならない。当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関す

る法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質または発注者もしくは監督職員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該材料または指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予約）

第57条 受注者は、第48条各号のいずれかに該当するときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

- (1) 第48条第1号に該当する場合であって、排除措置命令または納付命令の対象となる行為が、不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要があると認めるとき。
- 2 受注者は、第48条第2号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、この契約による請負代金額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。
- (1) 第48条第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までの規定の適用があるとき。
 - (2) 第48条第2号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 受注者が発注者に福井県工事入札心得第10の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 受注者が前2項に規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該違約金の額につき年3パーセントの割合で、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 第1項および第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 5 前各項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して前各項の額を発注者に支払わなければならない。

（火災保険等）

第58条 受注者は、工事目的物、工事材料等（支給材料を含む。以下この条において同じ。）に設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定に基づき保険契約を締結したときは、当該保険証券（これに代わるものを含む。）を直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物、工事材料等に第1項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あつせんまたは調停）

第59条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めることとされるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者および受注者は、建

設業法第25条第3項の規定に基づく福井県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせんまたは調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等または専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工または管理に関する紛争および監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後もしくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、または発注者もしくは受注者が決定を行わずに同条第3項もしくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者および受注者は、前項のあっせんまたは調停を請求することができない。

（仲裁）

第60条 発注者および受注者は、その一方または双方が前条第1項の審査会のあっせんまたは調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その判断に服する。

（補則）

第61条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

仕 様 書

工事名「福井産業技術専門学院第3実習場シャッター改修工事」

1. 工事概要 福井産業技術専門学院 第3実習場の5か所のシャッター改修工事一式
2. 施工場所 福井県福井市林藤島町 20-1-3 福井産業技術専門学院 第3実習場
3. 施工期限 令和9年2月26日（金）

4. 工事内容

- ・既存の手動シャッターを電動シャッターに改修する。

（参考例示品）

北陸東工シャッター株式会社

軽量電動シャッター コンフォート10

材質：カラー鋼板、板厚：1.0mm、座板：アルミ型材、レール：スチール

その他：障害物感知装置、急降下停止装置

※参考例示品と同等以上のものであること。

なお、同等品の場合は、見積書提出前に担当職員の承諾を得ること。

- ・既存開口寸法 幅4,606mm × 高さ3,950mm … 2か所
幅4,230mm × 高さ3,950mm … 3か所
- ・シャッターの電源スイッチは実習場内部にシャッター毎に設置すること。
- ・シャッター改修工事に伴い既存のシャッターを撤去すること。
- ・詳細は別添「設計書」を参照すること。
- ・施工箇所については別添「位置図」または現場を確認すること。

5. 一般事項

- ・現場を確認する場合は、事前に発注者に連絡し了承を得ること。
- ・施工にあたり、発注者と打ち合わせを行い、現地現況を十分調査したうえで、工程表を作成し、発注者の承諾を得てから作業にかかること。
- ・仕様書に記載なき事項においても、施工上必要な事項が発生した場合は、発注者と協議し、その指示に従い施工すること。

【この仕様書に関する問合せ先】

福井県立福井産業技術専門学院 管理室 森川、島田

Tel : 0776-52-2120

特記仕様書

本仕様書は、既存の手動シャッターを電動シャッターに改修する工事の要件を定めたものである。

1. 適用範囲

本仕様書は、対象箇所に設置されている既存の手動シャッターを撤去し、新たに電動シャッターを設置する工事に適用する。

2. 事前調査および施工図・施工計画の作成

1) 現地調査

施工業者は着工前に、シャッター開口寸法、納まり、既存の電気容量、電源引き込みルートを実測・確認すること。

2) 施工図の作成

施工業者は製品発注前に施工図（姿図、詳細納まり図、電気配線図）を作成し、発注者の承認を得ること。

3) 施工計画の作成

施工業者は着工前に施工計画を作成し、発注者の承認を得ること。なお、施工計画の作成にあたっては、施行場所（第3実習場）の利用状況等を事前に確認すること。

3. 既存シャッターの撤去

1) 撤去作業

既存シャッターのカーテン（スラット）、ガイドレール、座板、巻取りシャフト、およびボックス（ケース）を、周囲の躯体、三方枠を傷つけないよう慎重に撤去すること。

2) 搬出・処分

撤去材（産業廃棄物）は法令に従い適正に分別し、現場外へ搬出・処分すること。

4. 新規電動シャッターの取付け

1) 製品仕様

新規シャッターは、仕様書「4. 工事内容」の参考例示品と同等品以上とすること。

2) 躯体への固定

ガイドレールおよびブラケットは、躯体に確実かつ強固に固定する。取付け後は開閉時にガタツキや異常な摩擦が生じないように、水平・垂直を厳密に調整すること。

3) 安全装置

障害物感知装置（または負荷感知機能）および、停電時に手動で開閉できる非常開放機構を備えたものとする。

5. 電気設備工事

1) 電源供給

電動シャッター駆動用の動力電源は、シャッター付近の既存コンセントより分岐して供給すること。

2) 配線ルート

露出配線となる場合は、保護管（モールまたは金属管）を使用し、露出する部分は美観を損なわないよう施工すること。

3) スイッチの設置

開閉操作スイッチは、シャッターの動作が視認できる適切な位置（屋内壁面等）に設置すること。

6. 仕上げ・調整および引き渡し

1) 動作確認

施工完了後、連続開閉テストおよび障害物感知機能の作動テストを実施すること。

2) 清掃

施工に伴う汚れやごみをきれいに清掃し、レール内の潤滑油の塗布などを行うこと。

3) 取扱説明

試運転完了後、発注者に対して操作方法、日常のメンテナンス方法、および非常時の手動操作についての取扱説明を実施すること。

7. 保証

施工業者は、引渡し後1年間、通常の使用状態において生じた不具合または故障について、無償で補修または部品交換を行うものとする。

設 計 書

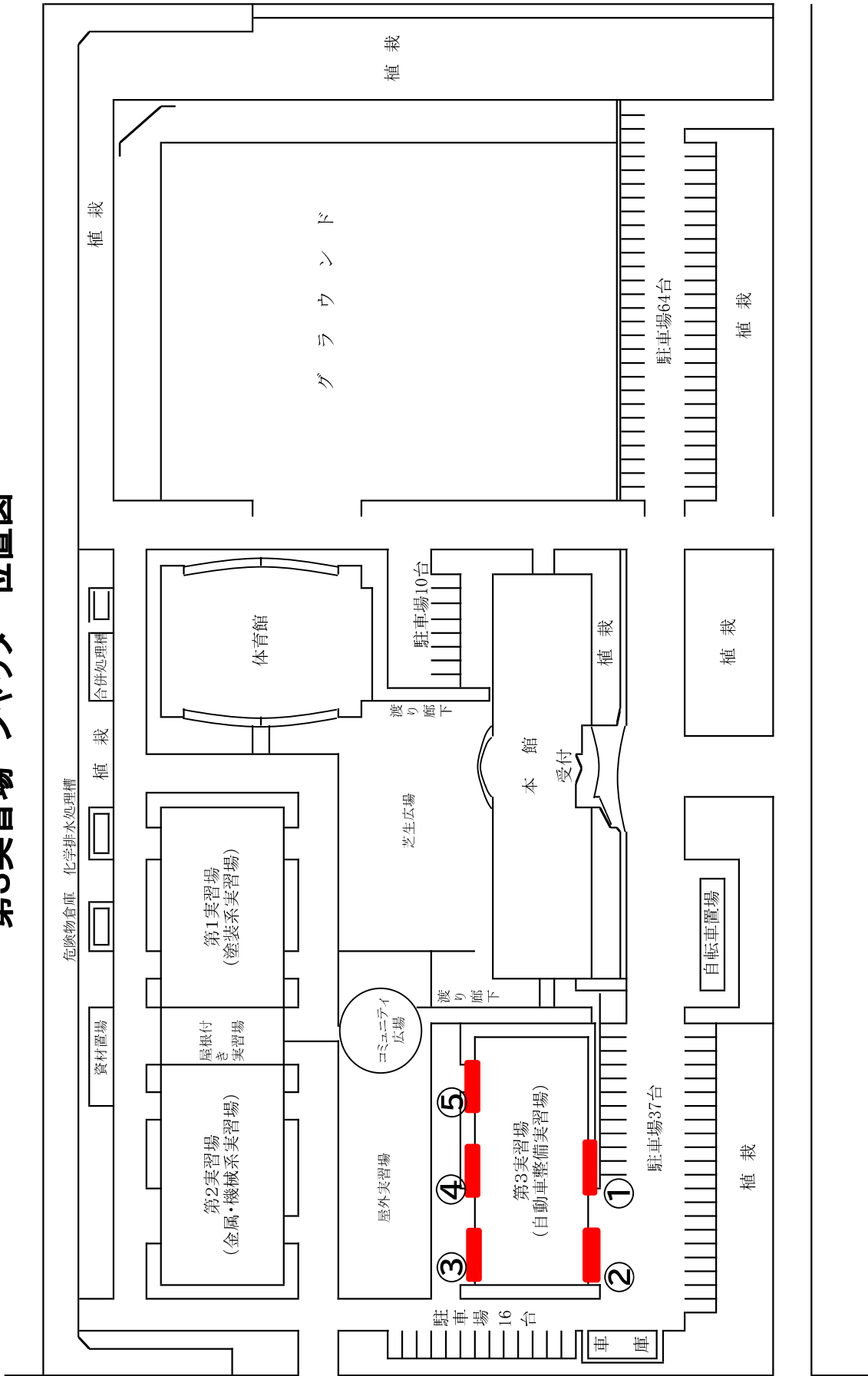
工 事 名	福井産業技術専門学院第3実習場シャッター改修工事
工 事 場 所	福井市林藤島町20-1-3
設 計 額	一金円 (うち消費税額円)
工 事 概 要	
	第3実習場の5か所(北側3か所、南側2か所)のシャッター改修工事一式

内訳明細書

名 称	規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
1 電動シャッター取付工事						
電動シャッター [リレ式]	W=4.230 H=3.950 16.7㎡	3.0	箇所			
板厚:1.0mm						
座板:アルミ形材						
障害物感知装置						
急降下防止装置						
押しボタン電源スイッチ	単相100V					
電動シャッター [リレ式]	W=4.606 H=3.950 18.1㎡	2.0	箇所			
板厚:1.0mm						
座板:アルミ形材						
障害物感知装置						
急降下防止装置						
押しボタン電源スイッチ	単相100V					
取付工事費		5.0	箇所			
二次側配線調整費		5.0	箇所			
運送費・諸経費		5.0	箇所			
既存シャッター取外し工事費		5.0	箇所			
足場持込解体費		5.0	箇所			
			小計			
2 一次側電源工事						既存コンセントの差し込み口は残すこと
電線 (5カ所)	CV2.0-2C	1.0	式			
電線管 (5カ所)	E19	1.0	式			
電線支持材 (5カ所)		1.0	式			
雑材・消耗品		1.0	式			
取付工事費	コンセント取付ボックス含む	1.0	式			
運搬費・諸経費		1.0	式			
			小計			
	(直接工事費 計)					
3 共通仮設費		1.0	式			
4 現場管理費		1.0	式			
5 一般管理費		1.0	式			
	(間接工事費 計)					
合 計						
※ うち 法定福利費(税抜き)				(	)	
消費税相当額						10%
設計額(税込)						

建物配置図

第3実習場 シャッター位置図



シャッター①



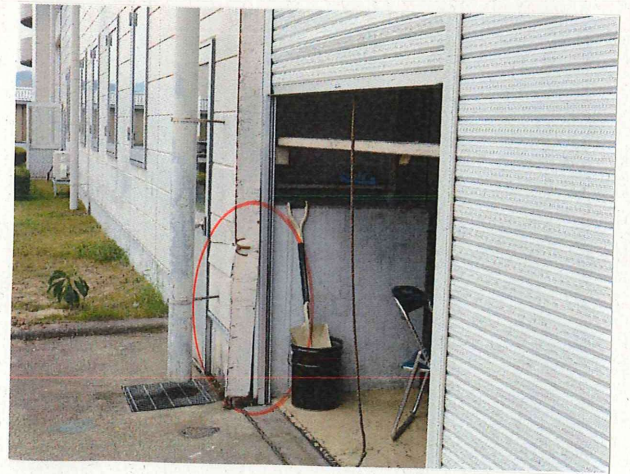
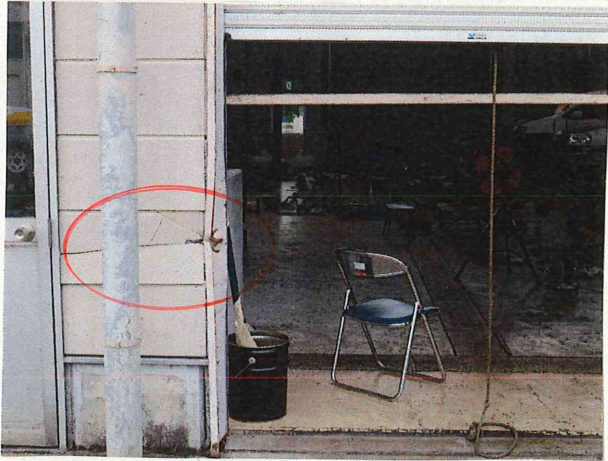
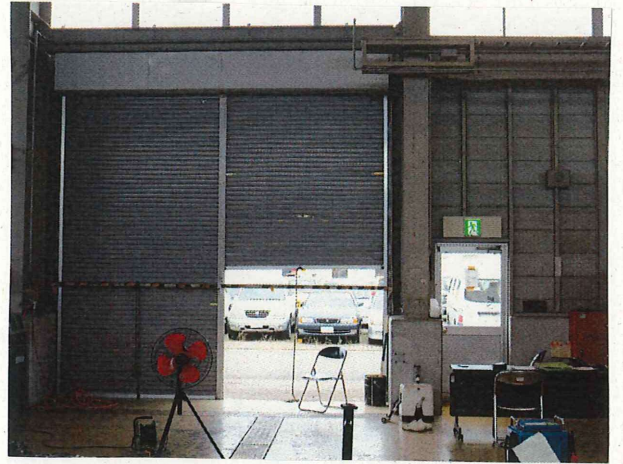
シャッター②



シャッター③



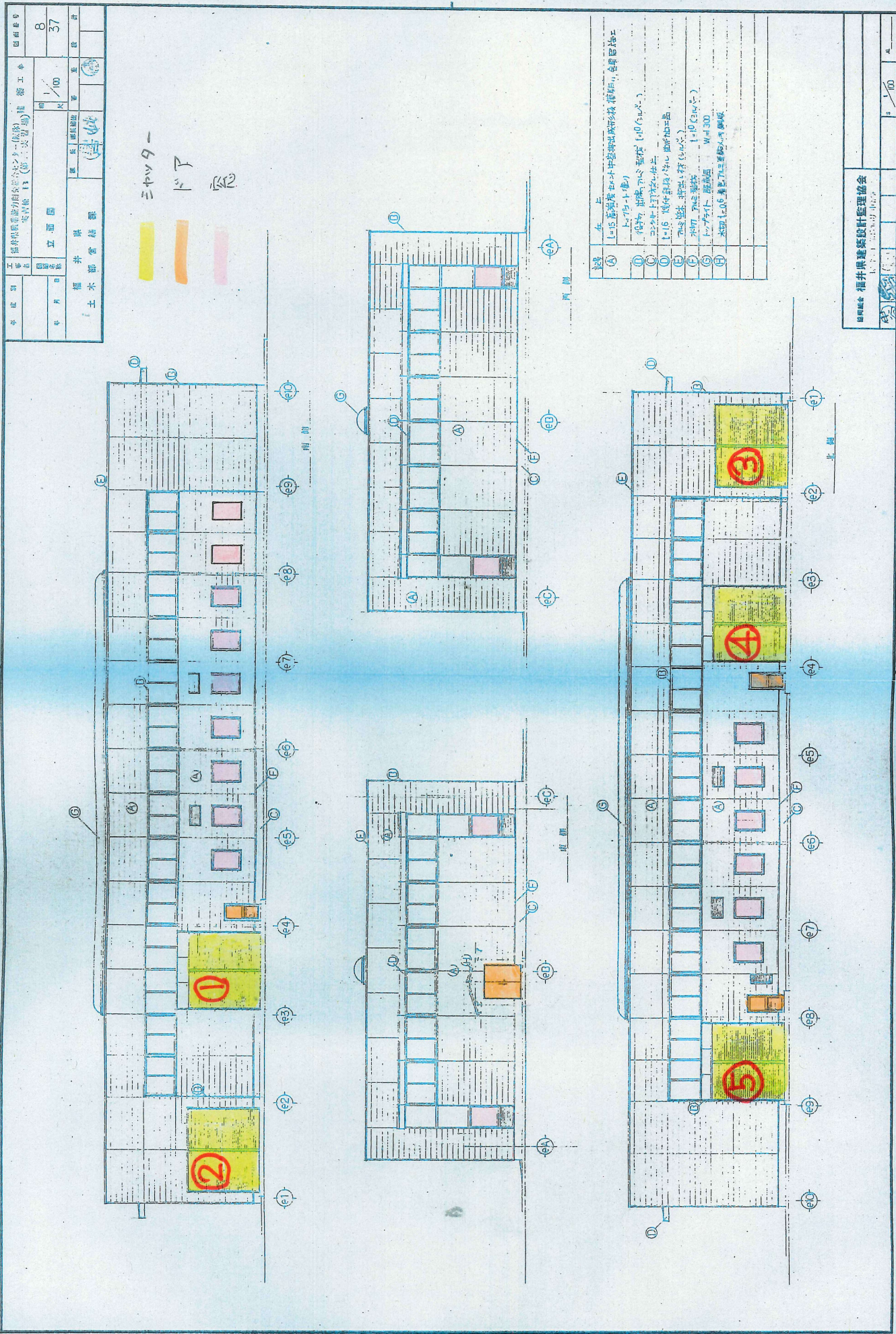
シャッター④



シャッター⑤



3 実習場 立面図



因具建